

はじめに

相続の書物については、世間に山ほど出回っており様々な内容があります。今回的小冊子は、今までにない誰にでもわかりやすい内容にすることを念頭におきました。

相続について、基本となる内容を最後まで読み切らう事を第一としています。

その中身はマンガを挿入して事例と事例解説という対話方式にして読みやすくしました。

相続については、相続対策が呼ばれています。相続税対策については、相続税軽減対策としての節税である生前贈与、財産の引き下げ、返済が可能な負債を作ること。

また、納税資金対策としては、流動資産の確保、生命保険の活用、延納や物納の利用。

そして、遺産分割対策として、遺言書の作成による“争族”的防止など、相続対策について、推奨されています。

ところで、日本人の本来持っている考え方、つまり、思想はどういうものか考えました。それは、“人に与える”ことにより、喜びを知り、まわりまわって幸せがやってくるのではないでしょか？この“相続”的“相”とは、“愛”であり、“続”は“続く”、つまり、相続というのは、“家族愛”が永遠に続かなければいけません。

相続が発生することにより争い事なく、“与える”気持を前提にしてスムーズに“家”が継承され発展するではないでしょうか？

つまり、相続によりいっそ家族が結束するのが本来の姿ではないでしょうか？

相続の場面を私は、数多く見させて頂きました。相続がスムーズにいったケース、残念ながら“家”がバラバラになったケースもありました。

そこで、一人でも多くの方にこの小冊子を読んで参考にして頂き強固な家族の絆ができるることを切に願います。

CONTENTS

相続目次

節税

不動産を貸すと財産の評価は下がるの？	P2
節税とは正しく賢く相続税を払うこと	P4
相続税を計算してみよう！	P6
相続人が増えると控除が増える仕組みとは	P10
個人事業主も退職金を積み立てよう	P12
生きている間に積極的に贈与してみよう	P14
財産を多額に贈与する必要があるときは	P16
相続税のかからない財産に変えてみる	P18

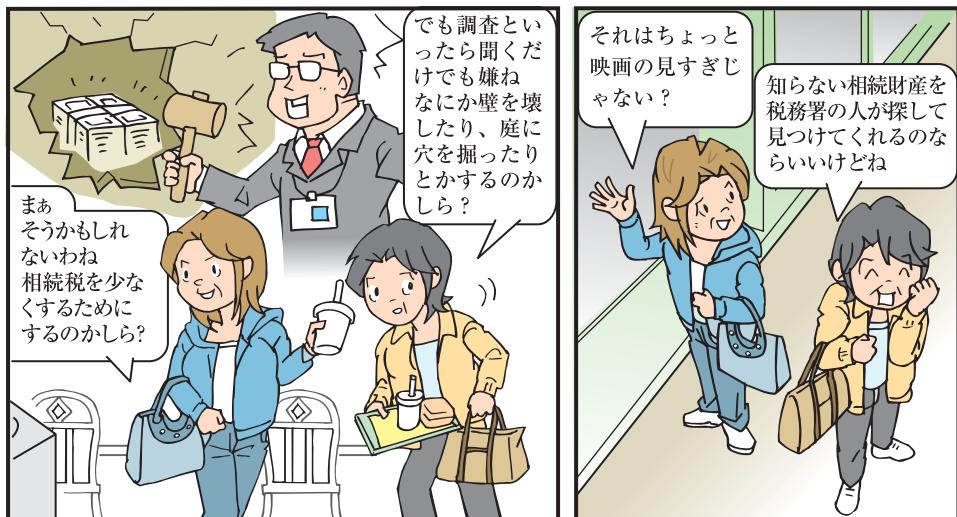
納付

相続税の支払いは原則現金一時払いです	P20
相続税の分割払い“延納制度”	P22
相続税の現物払い“物納制度”	P24
支払った相続税は経費にならないの？	P26
保険を相続の時に有効に利用するには	P28

相続申告

あなたの持っている財産はいくらですか	P30
不動産の価値はどう評価するの？	P32
待ったなし！ 相続税の申告書	P36
その相続を放棄しますか？	P38
相続税の調査は何を見る？	P40
名義預金にならないためには	P42

相続税の調査は何を見る?



たしかに「調査」と聞けば、気分がいいものではありません。

では、なぜ調査が行われるのでしょうか？もちろん財産の評価方法の違いもありますが、特に問題となるのが“名義預金”です。

名義預金ってなに？

簡単に言うと名前だけが違う、被相続人である亡くなった人の預金という意味です。例えば被相続人の奥さんが、専業主婦なのに預金通帳に何千万円もの残高があれば、どうやってお金を貯めたのか疑問が出てくると思います。ここで問題になるのは、この預金の中に入っているお金は“誰のお金？”ということです。

貰ったお金じゃないの？

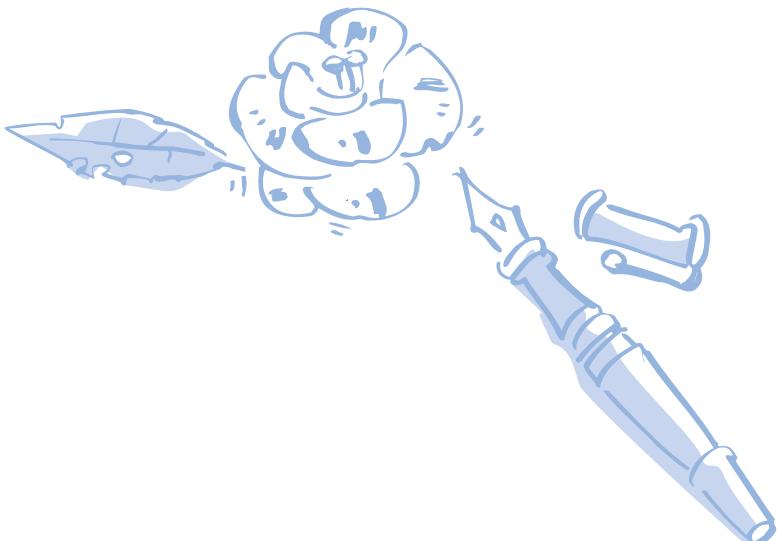
貰ったのであれば、財産の贈与者が「財産をあげます」に対して、財産の受贈者が「もらいます」と双方の意思表示があって初めて贈与が成立します。

贈与が成立していれば、贈与税の申告をして、贈与税を払わなければいけません。この時に贈与税の申告をしていれば、名義預金とされる可能性は低くなります。ほかにも贈与には色々の問題があり、これが一番税務調査で問題とされます。

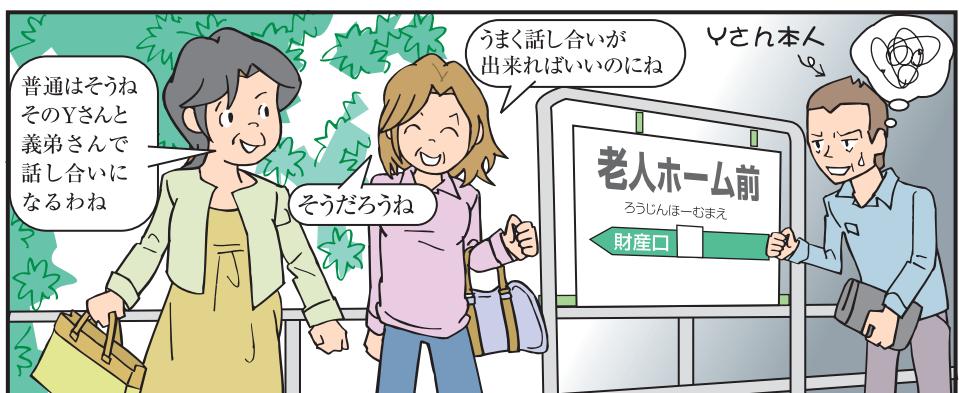
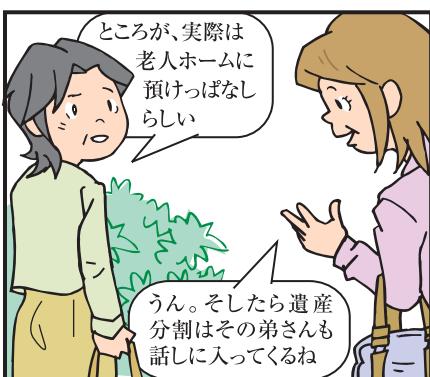
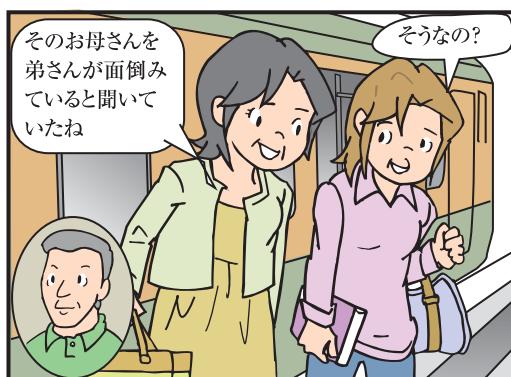
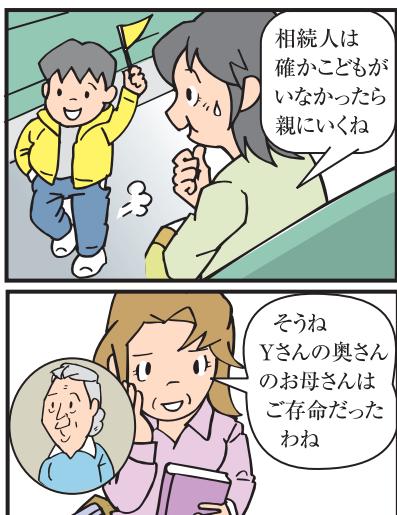
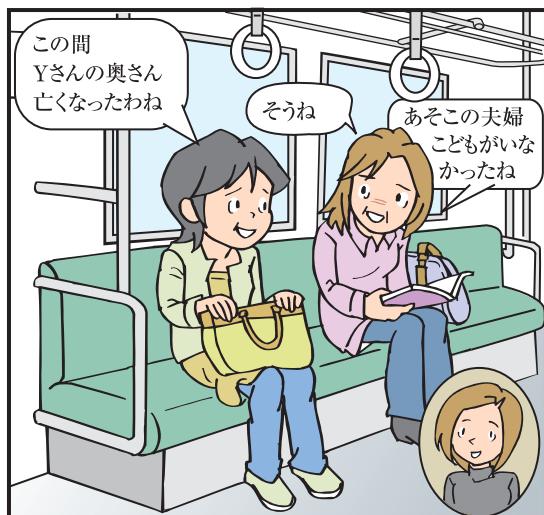
CONTENTS

遺言目次

遺言は相続の必需品！	P46
介護をしてくれた人には心くばりを	P48
遺言は公正証書が一番	P50
兄弟姉妹の仲が悪いときは必ず遺言を！	P52
配偶者の住まいと老後資金は確保が必要	P54
相続遺留分は相続人の権利です	P56
子どものいない夫婦は必ず遺言を！	P58
後妻さんがいる場合は遺言で対処を	P60
相続人がいなければ財産が国に没収されるのは何故？	P62
同族株式の評価は少し複雑	P64
遺言の費用はいくらかかるの？	P66



子どものない夫婦は必ず遺言を！



こどもがいない夫婦の場合に、今まで二人で築いてきた財産の全部を配偶者に相続させたいという気持ちが出てくるじゃろう。

今の話の場合には、配偶者と母の2人に相続権が発生する事となって、お互いに話し合って遺産分割をしなくてはならない。

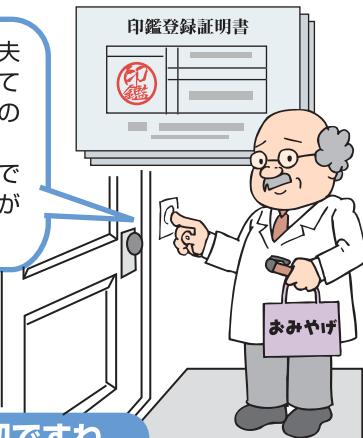
この他にも、被相続人にこどもや親がいなければ、被相続人の兄弟姉妹、その兄弟姉妹が亡くなってしまえば、甥・姪にも相続権があるんじゃ。



あら、 そうなの。 すると財産の分割も手続きも大変ね。

もし相続人が配偶者と甥や姪であれば、せっかく夫婦で築いた財産を相続するのにも、交流の途絶えていた夫の甥や姪の住所を捜して訪ね、相続人全員の印鑑証明と直筆を貰わなければならん。

また相続手続きはむつかしいので、なかなか1回では完了しないから、その手間といえば相当なものがあるじゃろう。



そうすると遺言は非常に大切ですね。

相続人にこどもや孫がない場合に、遺言書なしで死くなれば争いがおこることが多いんじゃ。だから遺言にて「配偶者に全財産を与える」と残すようにしておいてはどうかな? 特に相続人に兄弟姉妹がいると、その兄弟姉妹は財産の1/4を相続する権利が発生することになるんじゃ。兄弟姉妹は相続人の保証部分である「遺留分」がないから、配偶者は相続開始後の分割の手間も省けるし、不必要的「争族」も防げて一石二鳥となり、すべての財産は配偶者のものになるんじゃよ。

